

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会
(第3回)
議 事 録

消費者庁消費者教育・地方協力課

消費生活相談員資格試験制度等に関する検討会
(第3回)
議事次第

日 時：平成26年8月29日（金） 14：59～16：45
場 所：経済産業省別館3階310共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1) 消費生活相談員資格試験の内容について

2) 消費生活相談員資格試験の運営について

3. 閉 会

○野村座長 それでは、若干定刻前ですけれども、御出席予定の方はおそろいでございますので、ただいまから第3回「消費者生活相談員資格試験制度等に関する検討会」を開催いたします。

最初に、8月10日付で消費者庁に板東長官が着任されましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

○板東長官 ただいま御紹介いただきました板東でございます。よろしくお願い申し上げます。

私は、前身は文部科学省のほうにありまして、消費者庁の関係では消費者教育推進会議などで御一緒に仕事をさせていただいたことがございます。まだまだ学ばなくてはならないことがたくさんございますので、ぜひ御指導いただきたいと存じます。

この会で担当していただいております相談員の関係というのは、まさに消費者行政の最前線のところで活躍していただいているわけございまして、そういう意味では、相談員の方々の質の向上と、そういった質をどう担保していくのかというこの会で御議論いただいております問題というのは、非常に重要なこれからの消費者行政、被害者対策の中核をなすものであると思っております。

ぜひ、積極的な御議論を引き続きいただきまして、いい形の資格制度、またそれを通じて相談員の地位の向上ということも図っていくことができたらと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○野村座長 本日は7名の委員に御出席いただいております、沼尾委員は本日御都合により御欠席となっております。

なお、板東長官は都合により途中で退席をされるということになっております。

早速ですが、議事に入りたいと思います。

事務局から配付資料の確認と資料1について説明をお願いいたします。

資料1は、前回配付した消費生活相談員資格試験の内容に関する論点ペーパーについて、前回の御議論とその後御提出いただきました意見を踏まえて、事務局で皆様の意見を事前に伺い、改訂したものでございます。

では、お願いいたします。

○望月企画官 配付資料でございますけれども、議事次第に一覧をつけております。

資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料3ということで配付させていただいております。また、参考資料として前回の議事録をつけておりまして、そのほか、参考2、参考3、参考4として、池本先生と吉川先生からそれぞれ今回のテーマについて追加資料をいただいております。

それでは、資料1の前回の内容に関する論点を改訂したものから説明させていただきたいと思います。

資料1は改訂版ということで、前回から改訂したところを示すような形になっておりま

す。

改訂した箇所でございますけれども、まず前回の御議論を踏まえまして、消費生活相談員資格試験のあり方でございますけれども、資格試験ではなくて研修やOJTの重要性ということも御指摘いただきました。そのため、ここを書き加えるような形で「国は、資格取得の前後を通じた幅広い研修機会の確保や、研修の体系的な実施に向けて、必要な措置を講じる必要があるのではないか」とさせていただいております。

続きまして、2ページ目、試験の内容・科目のところでございます。これも前回いただいた議論を踏まえまして「消費者を取り巻く環境が日々変化していることを踏まえ、最新のテーマについても出題できるよう、科目の出題範囲には柔軟性を持たせることも必要ではないか」と追加させていただきました。

続きまして、3ページの出題数のところにつきましても、前回いただいた御議論を踏まえまして、出題数につきましては「出題方式によって出題数の数え方が異なる点に留意しつつ、下限をガイドラインで定める必要があるのではないか」と付記させていただいております。

続きまして、4ページ目、評価・採点方法でございますけれども、前回、実務に関する科目につきまして御議論をいただいております。それを踏まえまして「消費生活相談員に求められる技術（ヒアリング力やコミュニケーションスキル・交渉力など。第2回検討会資料1-1）などを参照して一定の基準をガイドラインで定め、具体的にどのような出題形式と評価基準により評価するのかは登録試験機関が判断し、消費生活相談員に求められる技術を総合的に判定するようにはどうか」としております。「総合的に」と書きましたのは、それぞれのポイントについて判定するやり方は、例えばヒアリング力だけを判定するやり方ということは考えられると思いますけれども、相談員に求められる技術を総合的に判定することが重要ということを踏まえたものでございます。

続いて、可否の判定のところでございますけれども、語尾を修正させていただいたところと、事後チェックの仕組みのところは試験問題の品質確認のほうに移動させていただきました。

試験問題の品質確認につきましても、前回御議論いただきましたけれども、やり方としては、まず国が試験問題について法令やガイドラインに基づいて事前に外形的な確認を行い、「試験問題の事前の品質確認は、登録試験機関の内部において、問題を作成した者以外の者を含めて行う必要があるが、具体的な方法は登録試験機関の判断を尊重することとしてよいのではないか」としております。

さらに、事後的な確認のところでございますけれども、「消費生活相談員資格試験の質を保つため、国と登録試験機関が協同して、PDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて登録試験機関ごとに試験内容等の見直しを行ってはどうか」としております。

試験委員の選任等の考え方でございますけれども、「専門性を持つ人材に限られている現状等を踏まえると、中長期的には試験委員となりうる人材を育成していくことが重要で

あるが」というところを加えております。また、前回の議論に基づきまして「現状においては、試験委員自らが試験対策講座等の講師などを行うことも、登録試験機関は試験委員と試験の信頼性を確保するための誓約書を取り交わすなどの措置を講じることで、許容されるのではないか」と修正をしております。

5番の受験資格等のところは、きょう御議論いただくということになっております。

以上でございます。

○野村座長 それでは、ただいま事務局から資料1について御説明いただきました。資料1のうち、5番目の受験資格等については前回に引き続き今回も御議論いただくことになっておりますので、改訂した部分と5の受験資格等の双方について、あわせて御議論いただきたいと思っております。

御意見のある方は、よろしくお願ひいたします。吉川委員。

○吉川委員 全体でよろしいですか。

○野村座長 どうぞ。

○吉川委員 まず、1ページ目の(1)の下から3行目の「国は、資格取得の前後を通じた幅広い研修機会の確保」ということなのですけれども、これは「前」も入れる必要があるのでしょうか。取得後だったらわかるのですけれども、「前」は誰を対象にして、幅広い研修といってもちょっとわからないので、「前後」という意味を教えてほしいということが1つです。

3ページ目の「(3)出題形式」で「論文や面接についても、試験の独自性・多様性を確保する観点から、登録試験機関が任意で実施することができることとしてはどうか」ということなのですけれども、意見として私どもは、任意ではだめで、これは必須ですと言いましたので、そういう意見もあったということを入れていただけないかと思っております。

4ページ目の3の(1)の3つ目のボツの最後のほうに「国が、モデルとなる問題例、評価項目等を示すことを検討すべきではないか」と書いてありますけれども、私としては、そこまでする必要はないのではないかと思います。

5ページ目の「(3)試験委員の選任等の考え方」で、専門性を持つ人材は確かに少ないからということはおわかりです。しかし、直前の講座については、やはり講師になることは望ましいことではないと思っております。1年を通じていろんな機会に講師になれることは問題ないと思っておりますが、試験直前がどれぐらいをいうのかはまた検討していただいたらよいと思っておりますけれども、直前のものの講師になることは「不可」としていただきたいと思っております。

6ページ目の(2)の一番最後のところ、「試験を一部免除することとし、登録試験機関ごとにルールを検討することとしてはどうか」ということなのですけれども、一部免除の妥当性を誰が判断するのかということが明確ではないので、任せ切るではなく、何らかの確認をするという制度というのか、システムを取り入れていただきたいということです。

○野村座長 事務局から御発言があるかもしれないのですが、先に意見をいろいろ伺って

からと思います。どうぞ。

○池本座長代理 池本です。

参考2ということで、前回の論点に対する意見ですが、本日配付の資料1の改訂版と番号は対応しています。幾つかは既に改訂していただいているところがありますので、全てを申し上げることではなくて、ポイントだけ申し上げておきたいと思います。

2の(2)の試験の実施方法の中の業務規程と手引きとの関係をどう理解すればいいのかというのは、ここの文章の中での記述というよりは実際にそれをつくるに当たっての意味合いを明確にしておくという点で、ここの制度設計そのものの問題ではないかと思いますが、御配慮、御検討をいただきたいと思っております。それがまず1点。

3の(1)の評価・採点方法についてというところは、実は前回も、どういう項目をどういう出題形式で評価すべきかという議論の中で、相談員の技術に関する評価項目というものが一応想定されるのだけれども、例えばどういうものがあるかというので、ここへ①から④まで私なりにピックアップしてみました。

ここで言っているところは、聞き取り能力であり、多角的な分析の能力であり、あるいは説得力であり、それを過不足なく文章にまとめる力ということで、一般に言われているところの再確認程度であります。もちろん、それは択一試験だけで評価するのは難しく、論文、面接が望ましいということはわかるのですが、択一試験でも例えばということで例示したのは、事例を提示して小問を設ける中で、その事案をどう読み取って回答していくか、あるいは一定の結論を引き出すというだけではなくて、例えば行政規制の分野も質問に加えるとか、設問の立て方によって多角的な視点を求めることも可能でしょうし、そうやることによって事前の学習の中でそういう観点も意識してもらうことができるのではないかと。

先ほど吉川さんのほうでは、論文・面接も必須にしてはどうかという御発言がありました。試験の質を高めるといっただけでいえば、全部あるにこしたことはないと思うのですが、前回議論がありましたように、全国各地での相談員を確保するという要請などからして、質を高めるといっただけでは試験による質を高めることだけでは現実的でないのではないかとということから、私は、必須項目としては択一試験のみとし、論文・面接はそれぞれの機関の判断によって採用するということが現実的な選択としてはよろしいのではないかと考えるものであります。その意味で、択一試験の出題のあり方などについてそれぞれ工夫してはどうかということを書いておいたところです。

そうは言いながら、その下のところで触れているように、論文・面接に関してどういう評価項目で、どう採点、評価するかということについて国が具体的な基準を示せないかという議論もありました。ただ、この辺になってくると、余り細かく国で定めてしまうと問題そのものが硬直化することにもなりかねません。これは裏面の2ページの上から5行目あたりにも触れているのですが、論文・面接についてモデルとなる問題とか評価項目を示すというのがあります。評価項目の観点がある程度示すということは理解できるの

ですが、問題例、モデルをといても、細々と国が基準を示すという硬直化し過ぎるのかなと感じました。

試験の品質確保と試験委員の選任の考え方というところで、先ほど直前の講座は不可とすべきだというお話がありましたけれども、まさに吉川さん御自身がおっしゃったように、何をもって直前というかという、むしろ時期的に直前かどうかというよりは、出題を想定したまさに試験対策講座的なものに終始するということであっては困るという質の確保の問題あるいは公正さ確保の問題だろうと思います。それはむしろ時期の問題というよりは、やはりそれぞれ試験機関で試験委員となる者に対して配慮を求めることでやっていかないと、私のこのメモでは、試験委員が講師になることは望ましくないという記載をして自主規制的にそれをどんどん排除していくと、結局のところ、適任者による講師確保が地方では難しくなるのではないかということを書きおいたわけですが、その部分はきょうの改訂版では削っていただいていますので、もうここは対応済みだと思うのですが、考え方の問題として、形式的に分離するとかというよりは、やはり公平さの確保のために試験委員あるいは試験機関にもきちんと配慮してもらうことをアピールすることによろしいのかと考えます。

以上です。

○野村座長 ほかの方はよろしいですか。

それでは、青山委員、どうぞ。

○青山委員 今、池本先生がおっしゃったように、確かに吉川委員は、コミュニケーション能力や何かをはかるときにやはり論文・面接というのは欠かせないだろうというふうなおっしゃりようをなさいました。さはさりながら、そこまで書き込んで国がこういうものと例示してしまうと硬直化するのではないか、そこは登録機関ごとの独自性があってしかるべきだろうと思います。

しかし、一般的に択一と言われるような、相談員としての共通的な力量を見るという知識的なものについては、今回書かれていましたけれども、共通一次的な、平均的なしかりとした能力を身につけるべきで、それに基づいてコミュニケーションスキル、メディアーション能力、対応能力、そういうものを見る場合にはそれぞれの登録機関独自の方たちが判断なさるべきであろうと思います。それがいろんな方たちが参入できる今回の資格試験ではないかと思しますので、国がモデルとなるような問題例、評価項目とか示すということではなくて、やはり独自性を見なさいというところが前回の大方の御意見ではなかったかという気がいたします。

ただし、吉川委員が面接も論文も入れるべきだとおっしゃったのは確かなので、そういうことを1項目入れていただきたいと事務局にお願いすることはありかなという気はいたします。

最終的に、先ほど池本先生がおっしゃったように、国がどこまで関与するかということをやったときに、非常に申しわけない言い方をしますけれども、お金は出さずに、しかし、

しっかりと管理するよというの、これは今までの相談員試験というか、世の中に相談という業務をつくり出してきた、輩出してきた3機関に対する過剰な縛りではないかという気がします。独自性を考えるならば、ある程度柔軟な、しかしJISの規格みたいにしっかりとした消費生活相談員としてのこれだけの知識は保ってねというところを押さえることは必要であると思いますので、池本先生がおっしゃったように、モデルとなる問題例や評価項目を示すということはちょっと行き過ぎではないかという気がいたします。

以上です。

○野村座長 ほかに御意見、いかがでしょうか。

前回御議論いただいた部分については大体よろしいでしょうか。

受験資格のところについて前回積み残しになりましたので、今回その部分について御意見をいただければと思います。

青山委員、どうぞ。

○青山委員 前回、座長にお願いいたしまして、5番については次回にと、あのときは時間も迫っていたものですから、そういうお願いをさせていただきました。

受験資格というものは、やはり不公平な取り扱いをしないように、いろいろな歴史をしょって人生を歩んできた方たちが同じ土俵で受験できる、消費生活相談員というのはそういうメリットがあるだろうと思います。そういう意味では、受験障壁や不公平な取り扱いが生じないようにあらゆる観点から検討していただきたいという資料1の5ページの(1)は、このとおりでだろうと思います。

「(2)試験の一部免除措置の対象者」というところをちょっとお話しさせていただきたいと思います。消費者安全法の中で経過措置というところがあるわけですが、これは次回の議論になるのはわかっていますけれども、現行の消費者安全法の3資格者については、今まで消費生活センターの相談員となる要件を満たしていたわけですから、法律施行以前はその資格としてきちんと担保してほしい、そういう意味では施行以前の3資格者は新資格者とみなしてほしいと思っています。

ただ、これは次回の検討課題と思っていますので、今は前提として置いておくだけなのですけれども、そういうことを考えたときに、相談員を輩出している国民生活センターと日本消費者協会、アドバイザーを輩出している日本産業協会、この3者のことをイメージしたときに、この方々が全て登録機関として手を挙げてくださるのだったら、この一部免除措置というのは不要かなと思ったのです。

しかしながら、この3機関で手を挙げないところが出てきたときには、それぞれ国センの専門相談員、アドバイザー、コンサルタントという資格をそのままやり続けて、新資格の登録機関としては手を挙げないところが出てきたときには、やはりこの方たちを一部免除の対象者として措置してあげなければおかしいのではないかと。これだけの知見を持ち、試験あるいは養成講座を受けて、世の中にアドバイザー、コンサルタント、専門相談員として出てくる以上は、新資格登録機関にその方たちが手を挙げない場合にはその方

の部分については一定の知見を保持したということで免除措置を考えて差し上げていいのではないか。そういう意味では「試験を一部免除することとし、登録試験機関ごとにルールを検討することとしてはどうか」ということで、この方式でありではないかなという気がいたします。

以上です。

○野村座長 ほかに御意見はいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 池本です。

一部免除措置の対象者というところの関係ですが、今、青山委員がおっしゃったところは、あるいは次回議論するとされる現在の3資格者は一括試験免除をという意見が大前提にあるのだらうと思うのですが、私はちょっとイメージが違ってきます。

昨年の検討会の議論あるいは今回の議論からすると、3資格を保有し一定の実務経験がある者を外すというのが附則3項の第1号にあるわけですから、それとの関係で2番目に実務経験がなくてもそれでも丸々よしと書くのはちょっとバランスを欠くのかなと思います。

そういうこととの関係と実務家としての相談員を確保するということとの関係で見たときに、3資格を持っている方が、3資格はあるけれども、まだ実務経験はないとか、そういう附則3項第1号にぴったり当てはまらない人たちが引き続き新資格合格者として活動していただきやすくするために一部免除をする、これは一定の素養を既に検討しているのだからというような意味であり得るのかなと思います。

私は、そのもう一歩先のことを考えていて、3資格はないけれども、実務経験がもう何年もあるという方が地方にはたくさんいらっしゃると思うのです。そういう場合に、例えば面接は不要だとか、これは不要だとか、その部分についても柔軟な移行措置として試験の一部免除措置が活用できるのではないかと考えています。その意味で、ここは国として内閣府令の中で具体的にどう書くかという問題と、それから試験機関がさらに多少柔軟にルールをつくるというその組み合わせでスムーズな移行措置を確保すると考えるのが現実的かなと思っています。

以上です。

○青山委員 よろしいですか。

○野村座長 どうぞ。

○青山委員 そうなのです。附則3項の中ではそういう形で書いてあります。ですから、それはわかりつつ、今、発言をし、次回にその辺はまたお話をさせていただきたいと思っています。

池本委員のおっしゃりようの中で、私のイメージとしては、3資格がなくても現実的に相談をなさっていることの多い地方の相談員、おととしは25%程度という形になっていましたけれども、その方たちは既にセンターで立派に実務をこなしていらっしゃるのだから、この方たちは新資格者としてスルーしてもいいのかなと私も頭の中では思っていました。

ここの議論でそこまでまだしていませんので、そういう前提があって私のさっきのような発言になりました。少し先走っているかもしれません。

以上です。

○野村座長 一部免除というのは、従前の3資格者に対してどういう扱いをするかという問題と、そういう資格はないけれども、何らかの知見なり経験なりを有する者に対して免除が可能かどうか、その2つの問題になるということですね。そこはきちんと分けて考えないと全然違う問題なので。

○池本委員 池本です。

私の発言もそうなのですが、附則3項の経過措置の議論とセットでないところはどうも具体的な着地点が見えないように思うので、場合によっては、積み残しというわけではないのですが、一応意見を出し合った上で、次回の議論とともにもう一度ここは整理するというだけでもいいのかもしれない。

○野村座長 オブザーバーで御出席いただいている3機関はこの免除措置についてどのように今のところお考えなのでしょうか。

それでは、高尾さん。

○高尾氏 日本産業協会の高尾でございます。

例えば、消費生活アドバイザー資格を既に持っていて実務経験のない人を前提に考えますと、新たにもう一回消費生活相談員資格試験を受験し直すというのはちょっと大変かなという思いがございます。消費生活相談員資格試験の内容にもよるのですが、仮に私どもの消費生活アドバイザーの試験で足りない部分が新たな消費生活相談員資格試験に加わるということであれば、その部分だけ研修とか講習会でカバーすれば認めていただけるようにして欲しいと思っています。

○野村座長 国センはいかがですか。

○青山氏 私どものほうは、現在実施しております試験が択一式の試験と論文と面接ということですので、現状、活躍している人たちもおりまして、そういう人たちはいいのですが、実務経験がない方をどうするかというときに、知識の面では十分な試験を行っているという考えでおりますので、一次試験の筆記試験のところは免除がよいのではないかとも思っています。ただ、実務経験がなくて資格を取ってから何年もたっているというようなことがありますと、資格の更新のときに更新講座を受講していただいて更新はしておりますけれども、改めて面接試験等については実施したほうがよいのではないかとも思っております。自分のところの試験に関して言えばです。

○野村座長 日消協は。

○松岡氏 日本消費者協会の松岡です。

私のところも、まだ講座を受けて間もない人たちは非常に鮮度の高い、現在問題になっていることを講義で聞いているわけですが、もう何年も前に受講して、実務経験がない方については、やはり講習会のようなものをする必要があるだろうと思っています。

このところも経過措置との兼ね合いで出てくることになると思いますので、ちょっと難しいのですけれども、そういう形で補うことはしないといけないのではないかと考えております。

○野村座長 ほかの機関で得た資格者について別の機関で一部免除という制度を入れたときにどう考えるのか、そういう人も受け入れるのか受け入れないのか、その辺については何か今の段階で御意見はございますか。

○高尾氏 基本的に3資格があって、既に資格を持っていらっしゃるわけですから、どの機関でも一部免除の対称として認めていいのではないかと思います。例えば、ほかの機関から私どものほうに一部免除制度をお受けになるとしたら、同じ講習を受けていただければいいと考えています。余り講習内容を変更するなど複雑にしますとかえって運用面で混乱するのかなと思います。日本産業協会の一部免除に伴う講習をやらせていただくとすれば、どの機関の資格者であってもその講習を受けていただければ認めていくのが妥当と考えています。

○松岡氏 私も、いずれの機関も選べるようにすべきではないかと思います。地理的な問題もありますし、例えば大阪で受けた方が九州へ引っ越しをしてとか、いろいろ事情もあるわけで、やはり受けやすい、プラスしやすい体制に協力すべきではないかと思います。

○青山氏 国民生活センターですけれども、私どものほうで実施しております資格試験についてとほかの機関のほうで実施しております資格については、それぞれ資格の認定者の名簿を管理しています。今後も仮に登録試験機関として実施していくような場合は、お互いに認定者の名簿等を管理していくという形になるかと思えます。

その場合、私どものほうでは、消費生活専門相談員試験を合格された方以外が受験するということは考えていなかったものですから、他機関の認定者名簿等を持っておりませんので、その方がもし仮に応募されてきたときは、先ほどほかの資格をお持ちの方が受験されてきた場合は免除措置で認めるというふうなことがありましたけれども、実はそういうことを前提として考えておりませんでしたので、即答できないところがあります。現状は、お互いに従来の資格保持者の名簿を管理、保持しており、今後も認定者についてはお互いに管理していくということになるであろうということです。それぞれの資格の範囲でということと考えておりました。仮に応募があった場合は、お互いの機関で本当の認定者かどうかということを確認せざるを得ないと思いますので、その辺のところの仕組みもまだわからないところもあります。現状ではそこまで考えていなかったということでございます。自分のところの考え方は先ほど申し上げました。

○野村座長 相談員を採用する側から考えて免除措置のあり方については何か御意見がございませうか。

○野村座長 既存の資格者についていえば、もう一回試験を受けるという考えから完全に資格を与えるという考えまでいろいろなバリエーションがあり得ると思いますが、その間のどこら辺の案を考えるかということだと思います。

○阿部委員 採用するとき、その方が一部免除で合格してきた方なのか、全部やってきた方なのかは、区別をする必要はないとは思っております。ただ、現状で相談員をやっている方々が一から試験をまた受け直すとなると、負担が重いだらうとは思いますが。仕事をしながら受けなければいけないというその負担はあると思います。では、どの部分を免除すればいいのかということになると難しい問題だなと思います。

池本先生がおっしゃったように、資格はないけれども実務経験のある方と、試験を受かったばかりだけれども実務経験がない方と、免除する部分が当然違ってくるのかなと思います。先ほど面接とか論文の話も出ていましたけれども、ペーパー試験と論文・面接があるのであれば、例えば実務経験のある人はペーパー試験を免除するとか、実務経験はないけれども試験に受かったばかりの人はペーパー試験のところは免除になって、論文と面接だけにする、そういう工夫もあるのかなとも考えていたのですが、論文・面接を義務づけしないとするとそういう免除の仕方も難しいし、どうしたらいいのだろうかというのが正直なところです。

○野村座長 佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 免除措置としては、区別して内容を決めていかなければならないと思います。今現在、資格をお持ちで実務に当たられている方はスムーズな移行という考え方でよいのではないかと思います。資格は持っていて実務経験のない方についてどう考えていくのか、全く違う職につかれている方もいらっしゃいますでしょうし、過去に実務を経験したことがあり、改めてやりたいと思われる方もいると思いますので、その辺をどのようにするのか、資格取得時期や実務経験から離れていた期間経過ということを考えて制度信頼度の確保の観点から考える必要があると思います。

それと、これまで議論に出ていないので広げてもいいかなと思いますけれども、ほかの国家資格、例えば弁護士の資格を持つ方が相談員をされたいとするような場合に免除措置等をどのように考えるのかということも想定しておく必要があるのではないかと思います。

消費者に一番近い立場からは、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられるようにするというのがそもそもの目的であろうと思われまますので、そうしますと、今資格のある方が新たな国家資格に移行しやすいよう、3資格付与団体におかれましては、ほかの団体の資格をお持ちの方であってもご対応いただき、有資格者を養成し増やしていくという観点からご協力いただければありがたいと考えております。

○野村座長 ほかの国家試験でも一部免除というのはいろいろあるのではないかなと思います。例えば今の司法試験は別ですけれども、かつての司法試験は一次試験というのがあって、大学の教養課程を経た者は免除となっていました。実際は3年生以上だと大体免除になるということで、一次試験から受験しているというケースは、余り聞いていません。また、税理士試験については、法律系の大学院を出ると法律科目が免除になっていて、商学系の大学院を出ると商学系の科目が免除になっていて、両方の大学院を修了して、税理

士資格を取っている人もいます。いろいろと免除措置の内容については、考えられることはあるのでしょうかけれども、試験に関して、全体の科目の体系がきちっとしていないところでどういう免除措置をとるのかというのは、免除措置が試験科目とも関係しているので、難しい問題ではあると思います。

ほかに御意見いかがでしょう。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 附則3項でも試験に通っていて実務経験があるなしで扱いを変えているということが基本だとしたら、実績を積んでいるからといって何か免除になるということはいかがかなと思いました。もしそれであれば実績を積んでいる人は面接や論文はいいということで、試験については受けるべきではないかという考え方もできるのではないかと思います。そうでなかったら、今、質も量もということでもわかるのですけれども、やはりその辺のところも検討していかないとだめではないかと思えます。

○野村座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

それでは、ここのところは、もしかしたら経過措置のところでもたまた議論せざるを得ないかもしれないですが、事務局のほうで免除の中の問題と経過措置のところを問題点の整理もしていただくこととして、一応今日のところは、以上で議論は終わらせていただくということでもよろしいでしょうか。

(一同うなずく)

○野村座長 そうしましたら、本日の会議できょう修正されたものでおおむねよろしいかと思いますが、事務局のほうで先ほどの例えば吉川委員からの御質問にお答えできることはありますか。

○望月企画官 まず、研修などの「前後」の意味でございませけれども、これは幅広く捉えております。例えば相談業務に関して興味があるとか、消費者行政に関して興味があるとか、相談員になり得るような方を見つけ出して、見つけ出すというのは積極的に見つけ出すというよりもいろんな地域に根差したような研修みたいなものも捉えて、幅広く捉えております。最初の目的は相談員になる方を養成するということではないのかもしれないですけども、地域で消費生活相談や消費者行政に興味がある方を集めた研修みたいなものも含めて「前」という意味で書いております。

○吉川委員 これは資格試験を行う機関の検討なので、なるかどうかわからない人のために、興味を持ってもらうために何かするというのは、私は「後」の研修は必要だと思うのですが、「前」は今のお話ですと少し矛盾するのではないかと思います。この検討会で「前」というのを入れることは矛盾するのではないかと思います。

○望月企画官 確かに資格試験を行う機関としてというのでは幅広く捉え過ぎているかもしれませんが、国が行ったりとか行政が行うこととしては、かなり前の段階ということもあり得ると思いますので、ここは国とか行政が行うべきことを前の段階で行うというふうにお考えいただければと思います。

○吉川委員 それでしたら、今もセンターでいろんな研修しているわけですから、特に試

験のためにという機関の検討のところに「前」というのは入れる必要がないように思います。

○池本座長代理 よろしいですか。

○野村座長 どうぞ。

○池本座長代理 池本です。

これは前回、私が発言したことを受けとめていただいたのかと感じています。特にそのとき申し上げたのは、首都圏とか関西圏であればさまざまな団体でこれから目指そうとする人に対する研修もあるし、あるいは自治体でも消費生活サポーター講座とかいろんなものがあるけれども、地方に行けばそのいずれも極めて手薄です。そういう中で、今回の国家資格化の試験の制度設計だけを議論してもますます格差が広がってきます。この試験を受かっただけでは本当の素養ではないから、受かった後の初任者研修的なことも大事だけれども、地域全体で人材確保という意味では「前」のところも、現在やっておられるというところももっと全国に視野を広げて国のほうで取り組んでくださいと。何も国が全部やれという意味ではなくて、自治体にやってもらうとか、さまざまな専門家団体も含めて、多少資金を支援してでも、とにかく全国的にそういう体制が必要だという、試験制度そのものではないその前後のバックアップが必要ですという意味で、ここは「国は」としてあるのはそういう広い意味だと理解しています。

それが試験制度を機能させるためのいわば外側の意味を果たすというくらいに受けとめておいていただければ、試験制度そのものではないのは承知の上で、むしろアピールしていただきたいという意味です。

○野村座長 よろしいでしょうか。

○吉川委員 それでしたら、もっと地方の消費者行政を充実させると、講座もちゃんといろいろしていくべきだとするべきで、ここにあって「前」を、そうしたら何をするのということで、疑問のほうが強くなってしまうのではないかと思います。

○野村座長 それでは、池本委員ほか委員の皆さんの意見もわかりましたので、事務局で引き取らせていただいて、考えさせていただくということにしましょうか。

○望月企画官 もう1点、吉川先生がさっきおっしゃった点で、試験業務規程で例えば免除措置とか、免除措置はまた次回、経過措置とあわせて検討するかもしれないのですが、誰が判断するのかというところでございますが、恐らく免除措置みたいなものを設けるとしたら試験業務規程の中で書いていかないといけないと考えております。試験業務規程は国の認可を必要とするということが法律上決まっておりますので、そこで国が関与してくるような余地はあると考えております。

○野村座長 よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。「消費生活相談員資格試験の運営に関する論点」で、事務局と相談した上で、事務局で皆さんの意見も事前に伺い、資料2-1のとおり、論点ペーパーを用意しておりますので、まず論点ペーパーについて事

務局から説明をお願いいたします。

○望月企画官 それでは、資料2-1でございます。

今度は運営に関する論点ということで、かなり実務的なところが多くなっております。

まず、「1 試験実施回数・時期・実施場所の考え方」でございます。

「(1) 試験実施回数・時期」でございますが、回数は「毎年1回以上、実施することにしてはどうか」としております。また、実施時期については「受験希望者の受験機会の公平性を確保できるよう、登録試験機関が設定することとしてはどうか」としてしております。

「(2) 実施場所」ですけれども、消費生活相談員の資格保有者の地域偏在という問題が言われておりますので、解消を図るために地方でも試験を実施するなどの配慮が必要ではないか。これは一つの例の配慮ということでございますので、必ず地方で試験を実施するというところまで言っているわけではございません。

実施の会場でございますけれども、「試験地別の受験者数を予測し、想定される受験者数が収容可能で、交通の利便性が確保できる十分な規模の施設を試験会場として選定することが望ましいのではないか。また、障がいを持った受験者がいる場合に配慮した施設を選定することが望ましいのではないか」としてしております。障がいを持った方がいる場合も、個別に登録試験機関でその方に配慮することが必要なのではないかという意図で書いております。

「2 受験手数料・収納方法の考え方」です。

「(1) 受験手数料」につきましては「明確な積算根拠に基づき設定され、受験者等から照会があった場合には説明責任を果たすべきではないか」としてしております。これはいろんな説明の仕方があると考えておまして、例えばホームページでQ&Aみたいなものを載せている機関もあります。また、その説明の仕方もさまざまなものがございますけれども、全て明確な積算、細かい積算まで求めるというものではなくて、こういう考え方でやっているということはある程度示していただくことは必要だと考えております。また、「受験手数料の設定後においても、必要以上の収入が生じていないかを検証し、これを見直していくことで手数料の適正化に努めるべきではないか」としてしております。

「(2) 収納方法」は「登録試験機関が定める試験業務規程に基づき、登録試験機関が指定する方法により収納することとしてはどうか」としてしております。これは今も、ゆうちょ銀行の振り込みやさまざまな方法でやっていただいております。

「3 合格者証の交付・再交付と合格者名簿の作成・管理」でございます。

合格者証というのは今、全ての機関でつくっていただいているわけでございますけれども、「(1) 合格者証の交付・再交付」につきましては、合格者証を交付するのが適切ではないか、また、このフォーマットを国がある程度示す必要があると考えておまして、こういうことが合格者証に書いてあるというフォーマットを想定しております。「また、合格者証を紛失等したときは、再交付を申請できることとしてはどうか」としてしております。

「(2) 合格者名簿の作成・管理」でございますけれども、「登録に関する事務を遂行

するため、登録試験機関は試験合格者に係る名簿を作成・管理すべきではないか」として
おります。

「4 終了した試験の問題及び試験結果の公表」でございますけれども、「登録試験機
関は、受験者数、合格者数、試験問題、正答について、登録試験機関のウェブサイトに掲
載する等の方法により公表することも検討すべきではないか」としております。これはさ
まざまな公表のやり方があると考えております。

「5 不正受験者への対応方針」でございますけれども、ここでは2つ挙げております。
「不正な行為のあった者に対しては、受験を中止させ、退場させることができるものとする
のが適切ではないか」。また「試験会場の秩序を乱す行為をした者及び他の受験者に迷
惑を及ぼす行為をした者に対しては、退場させることができるものとするのが適切ではな
いか」と書いております。これ以外にも、不正受験者への対応方針というのは各登録試験
機関で決めていくべきことがあると考えております。

「6 試験業務に関する帳簿及び書類の管理方法」でございます。

「(1) 試験業務に関する帳簿」は、法律上備えなければいけないとなっているもので
ございます。何を書くかでございますが、「試験年月日、試験地、合格者の受験番号・氏
名・生年月日・住所その他試験に関し必要な事項が記載してあるものとしてはどうか」、
帳簿の保存年限は「試験事務を廃止するまでとするのが適切ではないか」としております。

「(2) 試験業務に関する書類」というのは、帳簿とは別にまた備えるものと考えてお
りますけれども、「試験の受験申込書及び添付書類、終了した試験の問題及び答案用紙と
してはどうか」としております。また、書類の保存年限は「3年間を下限として保存する
のが適切ではないか」としております。

「(3) その他」でございます。「帳簿及び書類の保存は、確実かつ情報漏えい防止に
必要な安全管理措置が図られる方法により行うものとするべきではないか」としております。
また、個人情報も含まれてくると思いますので、個人情報取扱事業者該当する場合はそ
れに従っていくということも必要だと考えております。

「7 その他内閣府令案等に関する事項」でございます。

今まで申し上げたことを内閣府令案で定めていくわけでございますけれども、「(1)
試験の実施細目」は、内閣府令で定めるものは「①試験の回数等」「②受験手続」は受験
を希望する方が申込書を提出することや、どういうものを提出するかというものでござい
ます。「③資格試験の方法」は、面接、筆記、論文とかということでございます。「④合
格者証の交付」や「⑤合格証の再交付」について定めてはどうかとしております。

「(2) 試験業務の信頼性の確保のための措置」は、内閣府令で定めるものはどうい
うものにするかでございますけれども、4ページ目の①から⑤までとしております。まず、
「①試験業務の管理に関する文書が作成されていること」「②試験業務の管理を行う専任
の部門を置くこと」としております。これは部門として専任ということで、人の兼任とい
うことはあってもいいのではないかと考えております。「③試験に関する不正行為を防止

するための措置を講じること」「④終了した試験の問題及び当該試験の合格基準を公表すること」としております。

「⑤試験業務以外の業務を実施する場合には、試験の公平性を損なうものではないこと」としてありますが、これは試験業務以外の業務ということでいろいろ考えられると思いますが、特に講座みたいなものをやる時にどうかということ①から③まで掲げております。例えば①のように、登録試験機関自身が行う試験対策講座での問題をそのまま試験で出題するなど著しく有利になるような不公平なものは、公平性を損なっているのではないかと思います。②や③にありますように、一般的な知識などを教授するような講座や相談員として必要な知識を教授する講座は公平性を損なうということまでは言えないのではないかと思います。

そのほか受験資格と関連しまして、講座受講生以外の方に受験資格をどのように広げていくかということも論点としてあるかと思います。

「(3) 試験業務規程で定める事項」は、今まで申し上げたようなこととございますけれども、①から⑩までを書いております。

「(4) 登録の更新」は、登録試験機関の更新ということとございます。5年以上10年以内で政令で定める期間となっておりますので、ほかの機関の並びも見まして「政令で更新期間を5年間としてはどうか」としております。

以上でございます。

○野村座長 それでは、資料1-2について御議論をお願いしたいと思います。非常に多岐にわたっておりますけれども、どこからでもお気づきの点があればお願いいたします。

○池本座長代理 池本です。

参考4ということで、きょうの資料そのものではなくて、その前にたたき台を拝見したときの資料を前提に書いているので、一部ずれがございます。申しわけありません。

資料2-1の4ページの内閣府令に定めるべきものという提案に対してです。

まず、②はどういう意味かということ事務局にお伺いする必要があるのですが、「試験業務の管理を行う専任の部門を置くこと」という意味が人員として専任者を必ず配置しておくという話になってくると、試験の実施規模とか、そもそも毎年何千人も合格させる試験ではないし、あるいは実際に想定される登録団体の人的な体制からしても現実的ではないのではないかと。専任の部門というのは、いわば情報の漏えい、そういうことがあってはいけない、信頼性確保のために責任者を誰がやるのかが定まっておく必要があるという意味であれば、それはわかるのですが、試験は一年中ではなくて暇なときと忙しいときがあるわけで、実施するときにはほかの部門からも手伝ってもらおうでしょうし、そうではないときはその担当者は他の業務を兼務するということも当然あるのではないかと。人的な兼務を否定するという意味だとちょっと現実的でないと思っています。この意味を確認したいというところがまず第1点です。

③の「試験に関する不正行為を予防するための措置を講じること」は、当然必要な項目

だと思います。私もある大学ロースクールで授業を持ち、試験の不正行為の防止をしているので、試験前にはペーパーが回ってきたりするのですが、このごろはインターネットとかSNSとか情報媒体がどんどん変わってきていて、我々のイメージしているものとはまた違う問題もあるのだらうと思います。このあたりは、それぞれの試験機関がきちんとルールを定めなさいということは当然なのですが、むしろ消費者庁の側でほかのいろんな試験分野でどんな取り組みがあるかということをお調べになって、そういうものを登録機関に情報提供することによって試験制度の公正さ、質の確保ということに資するのかなと思います。これは記述の問題というよりはお願いベースの問題です。

⑤が私の記述したものとときょう配付されているものでは少しずれがありますので、口頭で申し上げます。「試験業務以外の業務を実施する場合には、試験の公平性を損なうものではないこと」という形で入れることには賛成いたします。

では、どういうものがそれに当たるかをここへ3つ例示されています。このうちの①は、まさに試験対策講座で試験問題に予定するようなものを出すということで、これは明らかに不公正なものだということが理解できると思います。

それに対して、試験合格に必要な一般的な知識というのは消費生活相談員として必要な知識技能試験をするわけですから、②・③は講座でやることと試験で問うことは共通して当然なことになるわけです。その意味では、①と②・③あたりに線引きをする。ただ、それを文字でどう書くかといってもなかなか難しいところですが、今のような例えばということをこういう報告書などで多少例示しておいて、後は運用の中で配慮していく。それぞれの機関や試験委員に対してそういう問題意識をきちんと持ってもらうという運用のほうが大事なのではないかと思います。

○野村座長 ほかに御意見ありましたら、吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 今の池本委員のお話は、参考4で出しておられるところがちょっと変わっていて資料2-1の4ページの①・②・③のところだと思います。①は論外だと思いますが、池本委員の認識として②・③は講座をする機関が試験もするという意味ですか。

私は、一般的な講座をされるのは全然構わないと思いますけれども、試験対策講座と銘打ったような講座をする機関と試験をする機関が一つであってはいけないと思いますので、分けるべきだと思います。

○池本座長代理 池本です。

今御指摘いただいた点、私の参考4のペーパーの2ページ目の末尾のところでは触れているのですが、登録試験機関が消費生活相談員の質をきちんと確保して、しかもなかなか点数だけでは見えてこない意欲、姿勢、消費者問題に取り組む積極性、そういうことをきちんとやっていくという意味です。これに対し、いわゆる資格試験取得産業がどんどん入ってくれば試験はむしろ効率よくやってくれるのではないかと思います、それだけでいいのか。違いが出るとすれば、試験実施だけではない、目指す人あるいは受かった後のフォローも含めて、質の高い相談員の養成に向けた講座であったり情報提供であったり、そう

いうことをする専門家養成機関が試験も実施するということがむしろ望ましい。ここで議論しているときにこれまでの3資格付与機関をイメージされているのも恐らくそういうイメージだと思います。

その意味で、ここは試験とその前の講座の公正さ確保の問題もですが、試験そのものの質あるいは相談員に必要な技能というものをどうイメージして、その適任者となる機関をどう選ぶか、絞るかということも考えていくと、それこそ前後を通じてそういう養成講座的なことを実施している、あるいは実施できる、そういう機関であってよいのではないか。

例えば国民生活センターは以前、消費生活相談員養成講座というのが先にあって、それから専門相談員試験がありましたね。それであっていいと思います。養成講座は、今、実施しておられないかと思いますが、むしろそういうものはもっとあっていいのではないかと思うわけです。公正さを害するような実施の仕方はやってはいかんということと、相談員の総合的な力量をアップすることにむしろ取り組む機関であってほしいという意味を申し上げているわけです。

○野村座長 青山委員、どうぞ。

○青山委員 今回の池本委員の参考4は、事前説明に来ていただいたときの7項の(2)の⑤の文言が変わっていました。変わっていることについて、よかったなと思いました。実は、前のときには、試験に備えるための講義、講習、公開模試の業務を登録機関は行わないことと明言していました。これについて私は、そのときには削除すべきだと思っていたのです。

というのは、登録試験機関の信頼性を確保する要件として、やはり背景にある、相談員を養成するということは、社会的な役割として試験というものを自己目的化しないで相談員のレベルアップをしてほしいし、社会の安心・安全のためのインフラを整備してほしい、そういうところが試験登録機関として手を挙げてほしいという思いがありました。

そういうことからすると、明示的に試験対策講座を登録機関は行わないことと言わないでも、名称というのはいろんなことをやって、池本委員がおっしゃったように、全国の相談員さんは国民生活センターの講座を非常に楽しみにして、今回私の番ではない、あなただという形で、もっともっと頻繁にやってほしいというぐらい思っているところで、その足かせをするような形の文言をここに入れてもらっては困ると思っていました。

だから、⑤に「公平性を損なうものではないこと」と明記してくださったのであれば、これはよしとしたい、これでいいのではないかという気がしておりました。前回の案はどういう形のプロセスで変えてくださったのかわからないですが、変えて書いていただいてよかったと思っています。

○野村座長 吉川委員。

○吉川委員 今言われたように、国民生活センターの講座が満杯でなかなか受けられないというのは現役の相談員です。それ以外の人を受けられるというものではないので、内容的には違います。私は、受けられなかった人がいるからというのでどんどんやるべきとい

うのは別問題だと思しますので、分離すべきだと考えています。

○青山委員 相談員のための講座も絶対必要だけれども、その方たちだけがレベルアップしてもそれはいけないので、国民生活センターという独法の役割としたらそれだけでは済まないことがあるのだと思います。そういう意味では、いろんな講座を積極的にしっかりと全国でやっていただきたいと思ひます。

○吉川委員 全国でいろんな講座をされるのは、資格者だけではなくて、当然国民生活センターはやっていただきたい。ただし、ここで議論しているのは、試験機関となるかどうかで、そのための講座かどうかということ議論しているのだから、考え方が一緒であってはいけない、試験機関と講座とは切り離してやるべきという意見を言っています。

○野村座長 この問題はなかなか難しいところで、特に今試験を実施している機関との調整もありますので。

○青山委員 今の話と違って、全体的なことを考えると、現実的に試験をやったり養成講座をやったりしていらっしゃる機関の方が実施回数とか場所とか手数料をどういうふうに思っているのか。こんなふうに緻密にいろいろやられたら手を挙げられないと思っているのか、いや、こんなのは今もやっているからどうということはないと思っているのか。やはり複数の方に手を挙げていただきたいと思ひますので、手を挙げにくい要件だったらそこは直したほうがいいと思ひます。3資格輩出機関の方はどういうふうに思われているのでしょうか。何か座長の発言を言ってしまったみたいで済みません。

○野村座長 こういう質問が出ましたので、それでは、日産協。

○高尾氏 今の議論は資料2-1の7の(2)の⑤のところですね。

○野村座長 それに限定しないでも。

○青山委員 私が言ったのは全体的なことで、今は全体的なことを申し上げました。

○野村座長 講習も一つの問題ですけれども、そのほかの点も含めて。

○高尾氏 まず、講習について、7の(2)の⑤の部分になるかと思ひますが、当協会の場合には、当協会が主催しほかのところに通信講座をお願いしています。通信講座は、1年かけてこれから受験しようという方々にしっかりと学んでいただくという内容となっております。7の(2)の⑤に①登録試験機関自身が行う試験への合格に著しく有利になるような講座を行うこと、②試験合格に必要な一般的な知識等を教授するような講座を行うこと、③消費生活相談員として必要な一般的な知識等を教授するような講座を行うこと、の3つの類型がありますが、②・③はやっていいのかなと、むしろ、一般的な知識を教授するような機会はぜひ提供したほうがいいと思ひます。①はどう考えても言語道断です。一方、①を除いて②・③を日本産業協会が全部やるのかどうかにつきましては、今はほかのところでもやっていただひいており、一定の距離感が必要と思ひます。

全体というのはこの全体の話ですか。

○野村座長 ほかの項目について実施機関としてこれはちょっと現実にやりにくいとか、

そういう点があれば御発言いただければと思います。

○高尾氏 運営に関する論点全体を議論するよりも順番に沿って議論したほうがいいような気がしますけれど。他には、2の受験手数料ですけれども、当協会と国民生活センターさんは幾分金額が違いますが、積算方法は同一にするよう決定していただきたいと思いません。

○野村座長 国民生活センターはいかがでしょうか。

○青山氏 研修の話から申し上げますと、国民生活センターは全体的に地方消費者行政の底上げというか、そこに協力して支援するという形で相談員の研修についても全般的に展開しています。現在行っておりますのは現職の相談員の方の研修を対象にしまして、今は東京事務所を中心とした東京近郊での集合研修を行っています。相談員になったばかりの人たちのためには基礎講座というのがありますし、ベテランになり最新情報を得るために専門・事例講座というのも用意しております。なかなか東京近郊にまで来られない地方の人たちのために、地方自治体との共催での相談員の講座も同様なテーマでやったり、自治体の希望も入れながら共催で実施しています。東京近郊で開催する研修と地方で開催する研修の両方で行っているところでもあります。

それから、インターネット配信を通じたDラーニングという方式もとっていて、それは登録していただければいつでもインターネットの設備があれば見られるという形です。いろいろな方法により需要に応じて、相談員さんの研修を行っており、相談員の資質向上に寄与しているところです。

消費生活相談員の養成講座を国民生活センターは発足間もなくから長らく実施しておりましたが、現在はやっておりません。当初の目的というのは、資格制度そのものがありませんでしたので、自治体で働く行政の相談員さんを養成することで、現職の相談員さんもその養成講座に来ておられましたし、採用予定の方もおられました。途中、一般からも募集をしたこともありましたけれども、やはり人材確保・養成のための養成講座を実施していたわけです。

その途中から、新たな人材発掘のためと相談員の資質向上ということでアドバイザー制度もできましたし、私どもの消費生活専門相談員の制度もできました。

国民生活センターは、相談員養成講座という制度と消費生活専門相談員資格の認定制度と2つのものがありました。一時期は相談員養成講座の修了者に対しては資格試験の一部免除という制度がありまして、それも続けていたのですが、対策講座ではないですが、余りに密接な関係過ぎるのではないかと、資格試験を行う機関として修了者に対して免除措置をとるとするのは、一部の方ですが、外形的に試験問題等についても近過ぎるのではないかと、免除措置があるのかどうかというお声もありました。そういうことも配慮いたしまして、制度自体別のものですので、免除措置は途中で取りやめたということでございます。

それと時期は同じころですが、平成21年に消費者庁ができて、地方消費者行政の集中育成・強化期間というのがありました。そちらのほうで全国的に相談員の養成講座を実

施しようということになりまして、補正予算もつきましたので、全国的に展開したというのがあります。

その後、集中育成・強化期間も終了いたしまして予算的な措置がなくなったということと、各地方公共団体で養成事業を実施しており、自治体のほうですで大分やるようになったことから、自治体の相談員になるための養成事業についてはある程度自治体にお任せしたほうがよいのではないかと。いろんなところで講座もやっておりますので、国民生活センターは現職の相談員のレベルアップを強化しようという形で、お金がなくなったということもあるのですが、現在の形になっています。

経緯としてはそういうことですので、今行っている研修事業は、養成講座という形での従前のものは行ってないということです。ただ、前に実施していたときに若干近過ぎるのではないかと議論があったことは確かでございます。

受験手数料等につきましては、私どもは運営費交付金を受けてやっているとございまして、事業の支出の部分と収入として上げている部分がございまして、そこが余り乖離しないようにということで受講料その他の手数料等を決めているところでございまして、年間を通じまして、資格認定事業の支出と収入はほぼバランスがとれるような形で組み立てております。

国民生活センターの社会的な使命といたしましても、行政のための相談員の資格認定を行うということをやってきたわけですし、各地の地理的な条件に配慮した上で資格試験を実施するというのも中期目標・中期計画に掲げられておりますので、そういったことも踏まえまして、なるべく地方での実施も多くやる。これも自治体への意向調査を行いまして、自治体の希望も聞きながら実施しているというところでございまして。あと、私どものほうでPIO-NET情報を持っておりますので、そちらのほうの内容も分析しながら試験等に生かしていけるということもございまして。そういったところも考えますと、国民生活センターが実施していく意義はあるのではないかと考えておりますので、過度な収入や過剰な支出ということではなくて全体的にバランスがとれるような形での事業を現在実施しておるところでございます。

○野村座長 どうもありがとうございました。

それでは、消費者協会さん、どうぞ。

○松岡氏 日本消費者協会です。

資格試験をしようとする機関としては、運営に関する論点というのをわざわざ細かく書いていただいておりますけれども、自然の成り行きでこういうことが実施されていくのは当然のことで、こんなに細かく列挙していただく必要があるのかどうかと思います。ある程度の歴史のある団体がこういうことをやっていくのは当然だと思っておりますので、わざわざ府令で定めたりするものなのかなというのが感想としてはあります。どこの機関もできるのではないのでしょうかということです。

○野村座長 講座との関係はどのようにお考えですか。

○松岡氏 私どものほうは講座を53年もやっておりますから、講座のほうを優先していますし、人材の育成というのが根底にありますから、試験というのは後から出てきたものでありまして、講座を優先して検討していくことになるだろうと思います。

○野村座長 小浦委員、どうぞ。

○小浦委員 今さまざまな方から試験登録機関が講座を行うことの是非のところをいろいろお話しされましたけれども、吉川委員のおっしゃることももっともだとも思うのですが、試験をこれから受けて資格を取ろうとする人たちにとって、試験問題集等いろんなものを購入して一人で学ぶのはとても大変なことで、試験対策講座というのがあると受験して合格するその一つの手だてになるので、一般の消費者からするとやはり講座はあってほしい。

それをどこがするかというところの話だと思いますが、過去に試験問題ととても近いことが講座の中であったということで国民生活センターではなくしていかれたという方向もありますけれども、またここから新しくスタートするわけですから、やはり相談員がいらっしゃる各試験機関のところでいろんなことに配慮されながら講座を持っていただけると、受けようとする人たちの助けになるのではないかと率直に思いました。

その議論はとても難しいところはあると思うのですが、やはり講座は何かしらあってほしい。池本先生がおっしゃったように、これを商業ベースで行われると、ただ試験を受けるだけの講座になってしまって、アウトソーシングしても講師には相談員がなられると思うのですが、やはり講座の中での話、いろんな事例を出していただきながらの勉強になると思うので、そこも一つ相談員の資質の育成のところ、講座のところからスタートするのだと思いますので、もう少し議論を進めていただいてほしいと思います。

○野村座長 それでは、青山委員。

○青山委員 ちょっと議論が違うふうになったら悪いのですが、国民生活センターは交付金でやっていらっしゃる。そのところで今回の登録試験機関として手を挙げるとすると、民間がやっているところと非常に公平性を欠く。この試験については切り分けた形の経理的な措置というものが必要になってくるのではないかという気がいたします。受けようとしたらば、やはり安くて質がよくて受かりやすくというところを選びます。そういうことから考えると、もし国民生活センターが手を挙げてくださるなら手を挙げてほしいと思っていますけれども、地方を重点になさっていただきたい。

以上です。

○野村座長 ほかにいかがでしょうか。試験業務の信頼性の確保という問題と受験手数料の問題、その辺の意見をいろいろいただきましたが、ほかの点についてもございましたら。

○小浦委員 全然違うところでもよろしいでしょうか。

○野村座長 どうぞ。

○小浦委員 大きな6番の試験業務に関する帳簿等の管理方法に関してですけれども、3ページの(1)の2ポツ目に「試験業務に関する帳簿は、試験事務を廃止するまで保存す

るのが適切ではないか」と書かれています。10年とか15年とかと決めずに業務を廃止するまで保存としている意味合いといいますか、ほかの機関でもこういうことをされているでしたらそうなのでしょうが、ちょっと私はわかりませんので、永久保存のようなイメージがあるのですが、このところを教えてください。

○望月企画官 今の点でございますけれども、ほかの法令でもこのような帳簿を備えて保存するという規定を設けているところがございます。それを調べてみましたところ、例えば放射線取扱主任者試験をやっているところでございますとか、貸金業法の試験についても同じような規定があって、試験事務を廃止するまで保存ということがございましたので、それを参考にしております。

○野村座長 廃止した後はどこかが引き継ぐということなのでしょうね。

○望月企画官 廃止した後どこかほかの試験機関がその事務や帳簿等を引き継ぐということになると思います。

○野村座長 永久に続かない資格ならいいのですけれども、続く資格だとどこかに記録がないと困るのではないですかね。大学なんかどうなっているのかよくわかりませんが、潰れることを余り考えていないものだから。

どうぞ。

○阿部委員 余り大きなところではなくて恐縮ですが、1の試験実施場所の考え方の(2)の実施場所の2つ目のポツのところは「障がいを持った受験者がいる場合に配慮した施設を選定すること」は、「望ましいのではないか」ではなくて、これは当然に「施設を選定しなければならない」ではないのかと思いましたが、いかがでしょうか。

2ページの4の終了した試験の問題及び試験結果の公表のところ、どのぐらいの正答率だったのか、そこら辺まで公表するのか、それともここまででいいのか。公表ということもウェブサイトに掲載するなどの方法による公表ということで、これは無償でということ想定しているのだと思いますが、例えばウェブサイトの公表はしないけれども、販売だけしますよというところも可なのかどうかということ。皆さんの考え方を教えていただければと思います。

3ページ目の6の(3)のところ。先ほど事務局からの御説明で個人情報保護法に該当するようになれば個人情報保護法の規定でというふうにおっしゃっていたので、個人情報保護法の対象となる5,000件のデータベースを保有するかどうかということ。これを基準とする、ということだと思いますが、その要件に該当しなくても個人情報保護法に準じてやりますとするのが妥当なのではないか。5,000件に達しなくても厳しく管理していく、ということのほうがよろしいのではないかと考えております。

細かな点はそのようなところ。す。

試験機関と講座の話ですが、理想から言えば試験を実施するところと講座を実施するところは別のほうがいいと思います。そうしないと公平性について疑念を抱かれるということもありますし、登録試験機関以外の団体等が講座を開催するということが閉ざされてい

くのではないかと。試験を受講する方からすれば、試験を実施する機関が開催する講座の方が魅力的なので、その他の団体等が開催する講座は「競争力」が劣ることとなります。よりオープンな「市場」にしていくのであれば、理想から言えば試験をやるどころと講座をやる場所は別のほうが良いと思います。対策講座という分野に限って考えると、そんなふうに思います。

これも理想論ということになるのですが、登録試験機関には、合格した人を対象にした講座というのをしっかりとやっていただきたいと思っております。これは採用する側の意見ですけれども、試験に受かって終わりということではなくて、その後、講座をみっちりやっていただく、そういうほうが試験対策講座を実施するよりも望ましいと思っております。

以上でございます。

○野村座長 ほかに御意見いかがでしょうか。どうぞ。

○青山委員 これと関係ない話で、今、阿部委員がおっしゃったのですけれども、アドバイザーとかコンサルタントとか専門相談員とか今までの試験あるいは講座を修了した方が私どものNACSにお入りいただいて、行政の相談員を目指したいという方については、要するに行政の相談窓口に立てるというところで即戦力養成講座というのを、先輩の相談員が電話を受けながらそこで研修するというので、半年間座学をやって、後の半年間は受けることを研修している。私どもは試験登録機関として手を挙げるつもりはないのですけれども、そんなこともやっていますので、御紹介までに。

○野村座長 ほかに御意見いかがでしょうか。

消費生活相談員資格の試験問題というのは著作権の保護対象になるようなものは多分ないですね。大学の入学試験では、他人の著作物自由に利用できるようになっていますが、例えば去年こういう問題を出しましたということを印刷して、受験生に配るとかいうことになると著作権をクリアしないとできないようになっていきます。ここで想定されている試験の問題については、著作権がかかわってくる問題はあまり出ないとは思いますが、要するに他人の著作物を試験問題として利用すると著作権がかかわってくるので、恐らく現実にはほとんど問題にならないとはいえ、その辺もうちょっと考えておかないと公表と簡単に言ってもそう簡単ではないかも知れません。

○青山委員 余分なことになるかもしれませんが、けさの新聞では、都立高校で約9割に誤答、問題ミス、提出者作成ミスとか採点ミスとかあったとありましたけれども、そういう意味で、こここのところの登録機関の試験結果に何かそういうそごが生じた場合の担保、そういうものはここまで書く必要はないのでしょうか。

○野村座長 前回のところで事後的なチェックという項目が確か入っていたかと思いますが、その問題にもかかわってくるかと思えます。

○池本座長代理 事後的な品質確認ということですね。

○野村座長 資料1の5ページの事前事後のチェックのところですか。先ほどの東京都の間

題みたいなのは、事後的な確認は本当は早くやらないとだめですね。2年も3年もたつてからではまずいのです。将来の試験のあり方に生かすというチェックの問題と、今回の試験が正しく行われたのかどうか、誤採点だけの問題ではないと思いますが、そういう問題とは本当は違う問題だと思います。大学なんか今かなり気を使ってやっています。

ほかにかがででしょうか。まだ若干時間がございしますので、どうぞ。

○佐藤委員 全体的に思ったところを簡単に申し述べさせていただきますと、試験の回数と実施時期につきましては、市町村の採用試験の申込時期に資格を持っていらっしゃる方なのか、それとも資格取得見込みの方なのか、どういう方が採用試験に来られることになっていくのかということを考えているところです。正職員ですと7月とか早い時期に採用試験を開始する場合がありますので、そのときに資格を持った方が受験されることになるのか、それとも名簿登録ということで、採用時期までに資格が取れなければ、ほかの方を採るという対応が必要になりますので、資格付与時期については採用時期のことも一考してご検討いただければとのお願いです。必ず時期を早めてほしいということではなく、採用に関してどういう対応になるのか市町村でも検討が必要になるということがございます。

実施場所につきましては、今、インターンシップの学生の受け入れをしている経験から、地方の学生さんもいらっしゃいまして、在学中に資格を取るとするのは難しいようですから、全国で実施していただくということが必要だと思います。旅費をかけて東京まで来るということになりますとやはり地元に戻った場合に受験しづらくなるということがあるかと思っておりますので、その辺も考慮していただいて、地方での開催もぜひお願いしたいと思っております。

試験の手数料につきましては、一部免除の関係もあると思っておりますので、国家資格部分の受験料は幾らという積算があったほうが透明性の確保につながるのではないかと考えます。プラスアルファでそれぞれの今ある資格の認定部分であるとか、そのほかの面接部分であるとかというものを分けて表示できたほうがよいのではないかと思います。

合格者証の交付と再交付ということにつきましては、執務室に飾るという形ではなく、市町村で働いていただけるのであれば携帯できるような免許証や社員証のようなイメージも持っていただければと思います。

試験制度の信頼性確保という意味からも、不正受験者への対応方針につきましては厳格なものを定めていただいた方が、受験される方にも、相談に来られる方にも有益であると考えます。

もう一点、今、資格付与団体、3資格あわけですが、相談員を輩出するための養成機関としての性格が非常に強いと思っています。難しい面もあるというように議論の中で感じましたけれども、実際に勉強した知識と技能が身につけているのかということを検証していただくものですから、同一ではない部分があると思いますが、養成機関で試験をしていただくということがやはり重要なのではないかと考えています。

試験だけやるという機関、の場合を考えますと、現行資格付与団体がやっていることは

細かく書く必要はないのではないかとされたのとは逆の意見で、今やっている、出来ていることを書いていただくような形がよろしいかと思えます。質の高い相談員を輩出するという方向を持っていただけるようなガイドラインの策定となりますようお願いしたいと思えます。

○野村座長 今回の採用時期の話ですけれども、漠然と相談員の採用については不定期かなと思っていたのですが、定期採用の自治体のほうが多いのでしょうか。

○佐藤委員 今、鎌倉市では嘱託員という形ですけれども、予算の関係がございまして、通常、4月1日で更新し継続雇用という形になります。年度ごとの更新になりますので、やはり4月1日をめどに採用することを考えてやらせていただいているのが現状です。

○野村座長 前年度の夏ごろに採用を決めているということですか。

○佐藤委員 そうですね。翌年度の予算を考えながら、採用をふやすにしても継続するにしてもその頃から考えるという形になります。

○吉川委員 私どもの協会に自治体さんから、来年度採用したいので、相談員募集を会員さんに知らせてほしいと依頼が来るのは予算が確定する年初め(1月ごろ)というときもあります。国民生活センターの消費生活専門相談員や日本産業協会のアドバイザーも、昔はもっと後だったのですが、最近は自治体の採用に合わせて、正式な合格通知は後のような気がしましたけれども、かなり早い時期に本人に合格通知はあります。9月の末か10月の初めに試験をして11月か12月には採用の通知をいただきます。ただ、もう少し早いほうが自治体さんにとってはいいのかなと思えますけれども、必ずしも年度初めばかりではなくて、やめられたら補充という形ででも採用はあります。今言われていた意味からすると、試験をもう少し早くして前倒しに合格者かどうかということがはっきりしていたほうが採用される側にとってはいいのかなと思えます。7月とかそんなころの採用というのは非常勤の場合はないと認識しています。

○野村座長 どうぞ。

○佐藤委員 今回の資格試験ということではなく、新たな制度への意見として、地域により採用試験の実施期間が違いますので、そうした市町村の動きも考慮していただければということで、発言させていただきましたものです。

○野村座長 はかに御意見はいかがでしょう。

それでは、若干早いですけれども、大体御議論いただいたということでしたら、本日いただいた御意見を資料2-1に反映するという作業を事務局と私のほうで行いまして、次回確認するというにしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局からお願いします。

○望月企画官 次回の検討会につきましては、9月12日を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日御発言いただいた内容につきましては、議事録をホームページ上に掲載させていただくため、後日事務局から確認をさせていただきますので、御協力をお願いいたし

ます。

なお、本日配付いたしました資料のうち資料２－３はこの後回収させていただきますので、恐れ入りますが、卓上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

○野村座長 それでは、以上で本日予定された議題は終了しましたので、これで本日の検討会を閉会させていただきます。長時間どうもありがとうございました。